

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)事業実施計画(変更)

計画主体名	計画期間
ひがしよしのむら 東吉野村	平成28～31年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
東吉野村役場 地域振興課	0746-42-0441(内線130)	0746-42-1255	tiikisinkou@vill.higashiyoshino.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
農林水産物等の販売・加工促進および地域間交流の促進	既存特産品の付加価値化と特産品づくりとして取り組んでいる柚子の加工販売を行い、農家所得の向上及び交流人口の増加を目指すとともに、都市住民への魅力発信と交流促進(村内観光施設との連携)、さらには村民のコミュニティの場となる小さな拠点整備を目指すもので、村が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけされている。

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法

第1評価指標の設定根拠

霧氷で有名な高見山への来訪を始め、登山やハイキング・トレッキング、温泉、キャンプ、鮎釣り・あまご釣り、山村体験など、年間84,000人が来訪している。一方、本村には、来訪者の休憩スポットとして気軽に立ち寄り、本村の観光情報や地域の文化、農林水産物や特産物品をPRする施設がなく、地域連携販売力強化施設整備により、美しい清流と深い山々に囲まれた自然資源や既存の観光施設と連携しながら交流人口の増加に対応する小さな拠点施設として整備して行く。

○地域連携販売力強化施設の整備予定地の交通量は、昼間12時間交通量で「1,504台」(H22道路交通センサス)となっている。立寄率を5%と見込み(四国地方幹線道路協議会調査による道の駅立寄率7.5%およびコンビニショップA社の車利用客の入店率2~6%を参考に設定)、平均乗車人数1.3人(H22道路交通センサス)を用いて、施設への立寄者数を算出すると以下の交流人口の増加数が見込まれる。

・乗用車交通量1,504台 × 1.3人 × 来店者率5% × 300日 = 29,250人

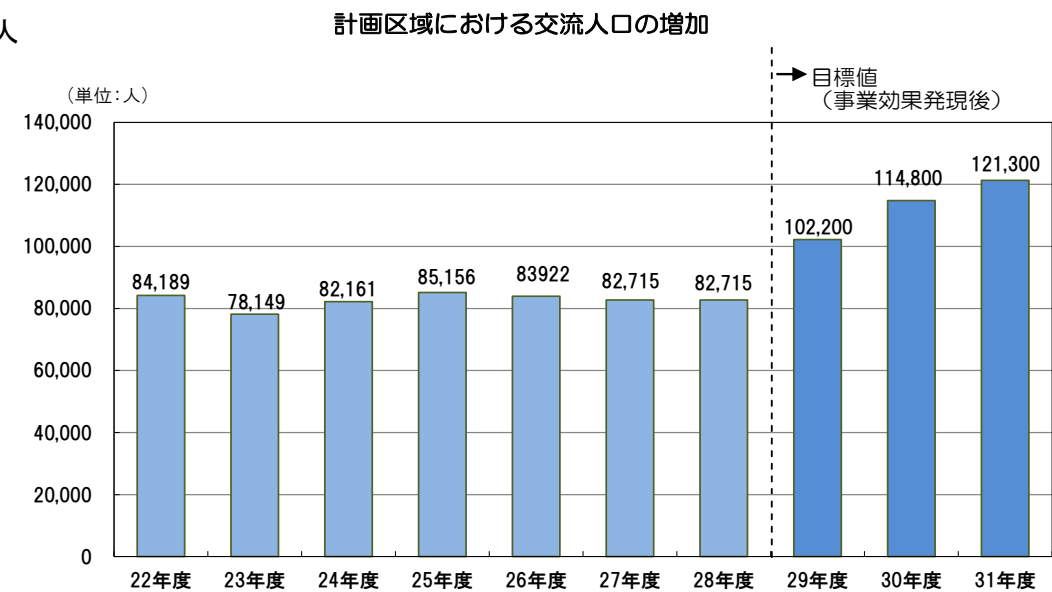
○地域連携販売力強化施設(直売・売店、休憩所、多目的スペース)は、平成29年8月オープン予定であることから、平成29年度の交流人口は、19,500人となる。翌年の平成30年度は、認知度の向上や農産物や特産品販売の本格化等により、10%の交流人口を、平成31年には、12%の増加を目標値に設定し、平成30年に32,170人、平成31年に38,604人の交流人口の増加を目標とする。

○計画区域における過去5年間の平均交流人口は、年間82,715人であり、これに地域連携販売力強化施設の整備による増加目標値を加算した数値を計画区域における交流人口の増加目標として設定する。

なお、平成27年度および平成28年度は、施設が整備されていないため、平成22年度から平成26年度の平均と見込みへ82,715人とする。

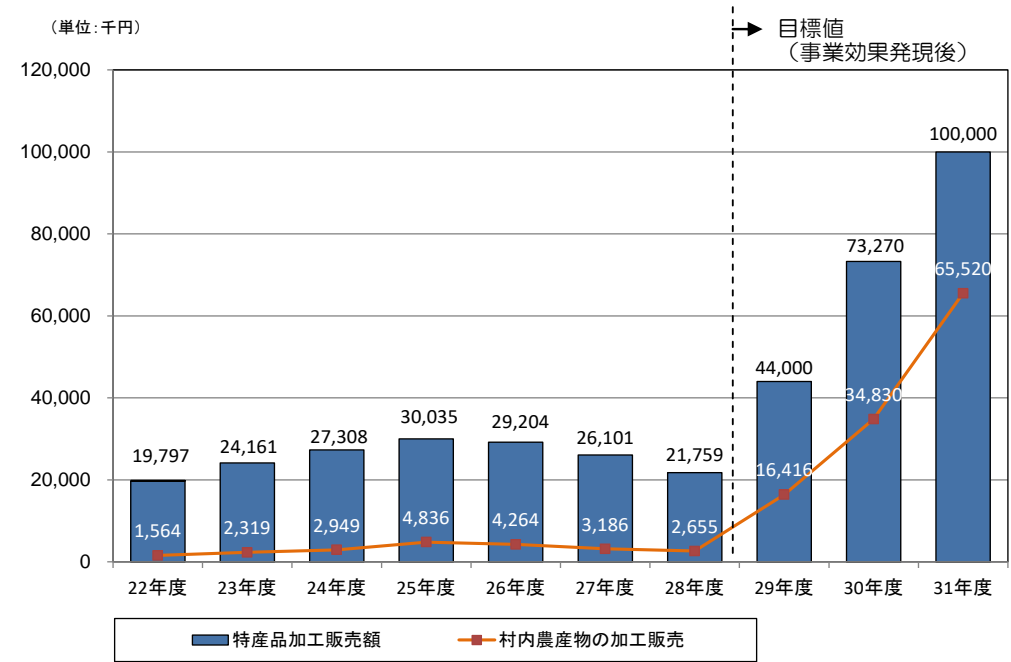
・計画区域における交流人口の増加目標

平成29年度 102,200人 ⇒ 平成30年 114,800人 ⇒ 平成31年 121,300人



第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
地域産物の販売額の増加	62,334千円	計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円)＝(地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標値④)－地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状値④)) ＝62,334千円＝65,520千円(目標値:平成31年度)－3,186千円(平成27

第2評価指標の設定根拠
 東吉野村では、平成24年度から柚子を奨励作物にして、新たな地域特産品生産による、農家の生産意欲や所得の向上、耕地の有効活用や遊休耕地の解消に取り組んでおり、平成28年度から収穫可能となる。
 さらに、住民への新商品開発のアイデア募集、専門家からの助言・指導を取り入れた試食会や審査会を重ね、柚子(「よもぎ」の新たな特産品開発も行う)を活用した17アイテムの製品開発を行ってきた。
 農林水産物処理加工施設の整備による、味噌、よもぎ餅、餅菓子等の既存特産品の加工・販売の拡大と新たな特産品としての柚子を活用した商品化と販売(一次加工品販売、受託加工販売を含め)により、平成27年の販売推計額26,101千円を平成31年には、100,000千円に増加(3.8倍)させることを目標とする。
 このうち、村内産の農産物加工の平成27年の販売推計額は3,186千円であるが、既存の村内農産品である、よもぎ、しょうが、大根等に加え、奨励作物である柚子の加工販売の本格化により、平成31年には65,520千円に増加(20.6倍)させることを目標とする。
 ・計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加 平成29年度 16,416千円⇒平成30年 34,830千円⇒平成31年 65,520千円



※既存の特産品加工における村内農産物の活用割合は、平成22年度7.9%、平成23年度9.6%、平成24年度10.8%、平成25年度16.1%、平成26年度14.6%である。平成27年以降の既存特産品加工に占める割合は、過去3か年の平均割合13.8%として算定した。また、既存施設での加工終了は、平成28年12月、新加工施設の稼働開始が平成29年2月を予定しており、平成28年度は、施設等の稼働期間として稼働休止する12か月分を減じて算定している。

第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
雇用者数の増加	6人	新規常時雇用者数(人)＝(活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)(目標値⑤)－既存施設等の常時雇用者数(人)(現状値⑤)) ＝6(人)＝12人(平成31年度)－6人(現状値)

第3評価指標の設定根拠
 既存施設は、村の出資による(有)東吉野村農林水産物処理加工組合が運営している。現在の運営スタッフは、所長(村からの出向)1名、嘱託職員1名、女性パート5名の7人体制(村職員の所長を除き6名が常時雇用)である。
 新施設は、加工機能の充実強化により、既存特産品の付加価値向上と新たな特産品である柚子加工を行うものである。加えて、農産物の直売と売店機能、村の情報発信と休憩機能を付与し、地域間交流の促進を図るものである。
 こうした機能強化と新たな機能付与に伴い、販売促進を担う企画営業担当、マネジメントを担当する常勤職員の確保、加工部門のパート職員の充実、売店部門、情報発信・交流、施設管理等を担うパート職員の新規雇用が創出される。
 ・雇用数の増加 平成29年度 10名体制(3名増)⇒平成30年度 11名体制(4名増)⇒平成31年度 12名体制(1名増)

- 【記入要領】
全般
 事業活用活性化計画目標
 ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村振興交付金実施要領別紙5の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
 ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては別紙6及び「事業活用活性化計画目標の評価指標項目の設定について」により記入すること。
- 第1評価指標
 ・
 ・
- 第2評価指標
 ・
 ・
- 第3評価指標
 ・

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農林水産物処理 加工施設	東吉野村地区	農林水産物処理加工・貯蔵施設	704.6㎡	H28	東吉野村	150,000	75,000	50%	75,000	既存特産品の付加価値化と特産品づくりとして取り組んでいる柚子の加工販売を行い、農家所得の向上及び交流人口の増加を目指す。
合 計						150,000	75,000	50%	75,000	

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- ・事業メニューには、別紙6の別表1の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

【添付資料】

(別添)融資主体型支援助成対象者調書

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
該当なし			

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、別紙5第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、別紙5第10条に掲げる施策を記載すること。
 - ③事業メニューには、別紙6の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

